

藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策における補償・給付一覧

	給付		補償			
	給付金	治療費	休業・生活補償	葬祭費	弔慰金	遺族補償
申請対象者	(要件1) 次の期間に在園し、アスベスト関連疾患を発症した方 ①昭和47年 4月～昭和59年10月 吹付けアスベストの露出期間 ②昭和59年11月～昭和60年 2月 改修工事期間 ③平成11年 4月～平成16年 3月 雨漏り期間(在園期間が1年以下の場合を除きます。) ④平成16年 4月～平成18年 2月 雨漏り期間で、天井板外し等を行った期間					
	(要件2) 上記の方で、当該アスベスト関連疾患と浜見保育園在園との起因性は認められないが、他の発症原因に起因すると考えられない場合	(要件2) 上記の方で、当該アスベスト関連疾患と浜見保育園在園との起因性がある場合				
支給内容	1,000,000円 (一時金)	1 アスベスト関連疾患に係る診療、薬剤又は治療材料の支給並びに処理、手術その他の治療のために医療機関等に支払った自己負担相当額 2 通院及び移送に際し、現実に支出した費用相当額 (注) 1については、補償対象者の高額療養費の自己負担限度額を上限とします。 (注) アスベスト関連疾患発症後、かつ、申出を受理した日の2年前以降が支給対象となります。	「給付基礎日額」 × 「アスベスト関連疾患によって労働することができない程度又は日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態にある日数」 (注) アスベスト関連疾患発症後、かつ、申出を受理した日の2年前以降が支給対象となります。	「315,000円」+「給付基礎日額の30日分」 又は 「給付基礎日額の60日分」 の額の大きな方(一時金) (注) アスベスト関連疾患によって、補償対象者が死亡した場合に限ります。	3,000,000円 (一時金)	給付基礎日額の1000日分 (一時金) (注) アスベスト関連疾患によって、補償対象者が死亡した場合に限ります。